

## 大口町地域交通推進会議運賃部会の運用方針について

### 1 概要

大口町地域交通推進会議運賃部会にて協議を行う案件のうち、軽微な事案が発生した際の運用方針について協議を行うもの

### 2 背景

運賃部会の開催については、国土交通省が「関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない軽微な事案について協議を行う場合、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。」と示している。

### 3 運用方針

大口町地域交通推進会議運賃部会についても国土交通省と同様の措置を取ることとし、開催を要しない軽微な事案が発生した際は、運賃部会を開催しない。

開催を要しない軽微な事案とは以下に掲げる事案を示す。

- (1) 均一制運賃を適用する路線において、停留所の新設若しくは変更又は路線の付け替え若しくは一部延伸があった場合であって、運賃に変更がない場合（ただし、競合する路線がある場合又は路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）
- (2) イベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的に路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合

### 4 対象路線

大口町コミュニティバスにおける全ての路線

### 5 大口町地域交通推進会議設置条例の改正

軽微な事案について協議しない旨の条文を追加予定